

告 示 第 5 4 1 号

令和 6 年 4 月 2 3 日

鹿 児 島 市 長 下 鶴 隆 央

特定空家等の所有者等に対する措置について（公示）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたので、同条第 1 3 項の規定により公示します。

記

特定空家等の所在地及び用途	小川町 2 2 番 3 5 号 居宅
命 令 の 理 由	屋根及び 3 階部分が崩落しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため
必 要 な 措 置	ア 特定空家等の全部を除却すること。 イ 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。 ウ 特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
履 行 期 限	令和 6 年 6 月 1 1 日（火）
命 令 の 責 任 者	鹿 児 島 市 建 設 局 建 築 部 建 築 指 導 課 長